



アーカイブ 通信 No.14

No.14

2018.11.1

◆編集・発行：
ネットワーク・市民アーカイブ
◆tel: 042-540-1663 (事務局)
tel・fax: 042-536-5535 (市民アーカイブ多摩)
E-mail: simin-siryo@nifty.com
www.c-archive.jp
〒190-0022 立川市錦町 3-1-28-301 (事務局)
◆正会員 1 口 6,000 円、賛助会員 1 口 3,000 円 / 年
ゆうちょ銀行 振替口座 00120-9-729226
口座名：市民アーカイブ

◆日本初の反原発訴訟

私が勤務する立教大学共生社会研究センターは、日本初の反原発訴訟（1973（92））である伊方原発行政訴訟関連資料一式（以下、「伊方資料」を所蔵しています。原告弁護士長だった故・藤田一良弁護士からいただいたもので、2011年の東日本大震災以降、この訴訟で交わされた原発の安全性に関する議論に関心を持った多くの人が利用しました。

実はこの伊方資料の整理を始めたのは、ある記者の方から「伊方資料をすぐに見たい！」とお電話をいただいたことからのこと。お尻に火のついた形であわてて作業する中で、なんとなく気になった（しかし、きちんと内容を確かめる暇はなかった）のが、「文書提出命令抗告事件」というタイトルの分厚いファイル（請求番号：S18G-17）だった。

市民活動資料／深読み・裏読み・ナナメ読み

扉をこじあけた市民たち

伊方原発行政訴訟と情報公開
平野 泉 (立教大学共生社会研究センター)



その後ずいぶん経ってから、ふと思い出してそのファイルを開いてみました。法律用語ばかりで頭痛がしましたが、次々と浮かぶ疑問に導かれていろいろと読んでいくうちに、「わからない」「つらい」「はいっしか」「おもしろい！」に変わっていききました。

◆裁判を通じた公文書の公開

そもそも1973年に訴訟を起こしたとき、原告である市民と弁護士は、法廷を「市民による公開の安全審査」の場にすることを目指していました。情報公開法もない時代です。市民が公文書の開示を求める行政手続はありません。しかし裁判となれば、一方の当事者である市民側が立証のために必要とする文書を相手方である行政機関が持っている場合、その提出を命令するよう裁判所に求めることができます。これが「文書提

公開ディスカッション「原点」から考える④

市民活動資料を活用する！

—市民アーカイブ多摩の今後を見ずえて—

市民アーカイブ多摩の開設から、まもなく5年になります。これまでの活動を省み、さらに今後の5年を展望するために、あらためて当館における資料の活用について考えます。

まず、市民アーカイブ多摩の現場から、活用をめぐる問題や課題を報告します。それらを受けて、報告者と参加者の皆さんを交えたディスカッションをおこない、市民活動資料のさらなる活用を探ります。

日時：2019年1月14日(月曜日・休日)

13時30分～16時

会場：一橋大学西キャンパス・職員集会所
(JR中央線 国立駅 南側 徒歩8分)

参加費：500円(会員・学生無料)

主催：ネットワーク・市民アーカイブ

共催：一橋大学大学院社会学研究科市民社会センター

出命令申立てです。

市民側はこの司法手続を使い、伊方原発設置許可に関する公文書を実質的に「公開」させようとしたのです。

◆「文書不所持」のカベ

実は同様の試みは、60年代後半から家永教科書裁判などでもなされ、一定の成果を挙げてきていました。それを可能にしたのが62年成立の行政事件訴訟法ですが、当時、同法の文書提出命令申立に関する条文は、民事訴訟法の条文を準用する形になっていました。民事訴訟は対等な当事者同士が争うものですが、行政訴訟は、当事者の一方が必ず行政機関であり、様々な論点

の立証に必要な情報は行政機関だけが持っている場合がほとんどです。しかもそうした情報の作成・管理は相手方である市民の税金でまかなわれている。つまり立証のための証拠という点では行政側が圧倒的に有利だったわけです。

しかし民事訴訟法第311条により、文書の提出を命ずるには、行政機関がその文書を「所持」していることが大前提となります。そこで家永裁判以来行政側が主張し、裁判所も繰り返し認めてきたのが、担当職員が業務遂行上「忘備録」として作成し手元を持っている、いわゆる「担当者メモ」については、行政機関が所持していないので出せな

い、という理屈でした。

◆「議事録不作成」のカベ

また原発建設許可にあたり実質的な審査を行うのは、工学や核物理学などの専門家からなる複数の部会です。審査の不備を立証するためにそうした部会の議事録を提出するよう求めた市民は、「議事録は作成していない」という行政側の主張に驚愕することになりました。原子力発電所建設にまつわる高度な技術的・環境的要件について専門家が専門的に検討するのに、議事録もなしで継続的に議論できるはずはありません。しかし最終的には「議事録は法律上作成義務がないので作成していない」出席していた職員の〈担当者メモ〉

はあるが、それは正式な議事録ではないし、行政機関が所持しているわけでもないのだから「ない」という行政側の主張が裁判所に認められてしまったのです。

ここ数年、公文書の存在・不存在や開示・非開示が問題となるたびに、私たちは似たような言い分を聞かされていなくていいのでしょうか？

◆民主主義と情報公開

しかしこの手続きの中で市民たちは、公文書公開の必要性を民主主義の中にしっかりと位置づけました。政治に参加する市民の権利は、十分に情報を得たうえで意見を述べる機会を市民に保障する手続きの中にこそある。民主主義をう

たう憲法のもとで、国民のために原発を作り、国民のために安全審査をするのであれば、その記録を「国民に対し公開すること」にどのような懸念があるというのであろうか（原告側「文書提出命令申立」13頁）と市民たちは問いました。

そして、前述の通り一部の議事録や個人メモについてはダメでしたが、四国電力が原発建設許可申請のために提出した書類や参考資料、原子力委員会の議事録などは全て提出せよとの命令が出され、行政側を大いに動揺させたのです。

とくに申請書類についてはこれ以降、国立国会図書館などでも閲覧できるようにになりました。情報公開法も公文書管理法もない時代にも、市民たち

は決して自分たちに有利とはいえない法律を最大限に活用して、公文書へのアクセスの扉をこじあけたのです。

◆過去の経験・新しい気づき

公文書問題に詳しい瀬畑源さんは、「60年代以降の住民運動の活発化は、行政が所有する情報になぜアクセスできないのかという疑問を必然的に呼び起こした。そして後述するように、70年代のロッキード事件などの政治汚職事件などをきっかけに、情報公開法の制定運動が盛んになった。」（『公文書をつかうー公文書管理制度と歴史研究』、青弓社、2011年、72頁）と書いています。伊方資料の文書提出命令関連文書を読み、調べ、考えてから、

瀬畑さんの簡潔な文章をあらためて読んでみると、情報公開を求めて努力したたくさんの方の姿が行間から浮かび上がってくるように思えました。

どんな資料もそうですが、市民活動資料にも、資料がいっぱい「自称」しているメインテーマとは異なるトピックが数多く秘められています。市民の経験が生み出すそうした宝を掘りつくすべく、これまでにならぬ新たな視点や角度から市民活動の記録を読み、考える人をもっと増やしたい。そのための手立てについて、ぜひ市民アーカイブに集うみなさんのお知恵をお借りできればと思います。

(一)

第4期 トーク グリーン

市民アーカイブ多摩で開催したグリーントークの第2回と第3回の報告を掲載します。

第2回 6月23日(土) くにたちの住民運動 私記 山家利子(運営委員)



1952年の文教地区指定運動は、公民館の開館にもつながり、

タイトルの「国立の町づくりを考える会」(以下「町づくりの会」)は移住の動機であり、最初に参加した住民運動団体で、「くにたち公民館をまもる会」(以下「まもる会」)は現在関わっている活動です。きょうは「報告」で

はなく、住民運動・市民運動が一市民の暮らしの中でどのように行われてきたのか、1つの例としてお話しします。

国立市は、古くから続く農村ですが、大震災と戦争により人々が移住して、開発が進みました。

町の気風形成に大きな影響を与えています。

私たち夫婦は72年5月、「歩道橋反対運動」に惹かれて、国立市に越してきました。すぐに「流通センター反対」運動があるこ

とを知って参加し、頼まれて事務局メンバーにもなりました。運動には「歩道橋反対」の「国立の町づくりの会」も来ていて、誘われて私たちはそちらにも参加するようになりました。

夫は都心で働くサラリーマン、私は72年秋に「市民活動サービスクーナー」の非常勤職員になり、子どもも生まれ、あわたたしく生活と運動を行うことになりました。

多くの人に出会い、都市計画道路網への反対、流通センター誘致を含む基本構想反対運動、基本構想担当職員Kさんの不当配転撤回闘争、市議会議員の選挙運動、重度しようがいしゃMさんの出産・育児支援、多摩地域の学校給食連絡会などに携わることになりました。

様々な活動の中で、市民の活動の基に公民館での学びがあると、私自身はあまり講座などに

は参加できないでしたが、公民館の重要性は感じていました。2012年3月議会で公民館有料化、公民館運営審議会（以下「公運審」）の役割の縮小につながる発言があり、それに対する教育長答弁はこれまでとは違い、発言をきちんと否定する

ものではなかったため、市民が集まり「まもる会」を発足させました。市教委等との交渉、学習会・講演会、利用団体の活動発表会・冊子作成、公民館職員人事についての提言書作成、公運審委員選出のあり方についての要望、生涯学習推進計画策定へ

の働きかけ、などを行い、まだ続くことになりそうです。運動・活動で実現できなかったことも多くありますが、ささやかでも役に立ち、今につながっていることがあるのは嬉しいことです。そして、現代の都市生活の中で、活動に参加する

ことで多くの人と出会い、つながっていったことも事実です。（山家・記）

Q 研究者と専門家が2人いた。Q どのようにつながりができていったのか。
A 個人的なつながりから広がった。仲間に市議会議員がいたことには大きな意味があった。

第3回 9月22日(土)

戸籍と日本社会

—「国民」を縛り続ける制度

遠藤正敬さん(早稲田大学講師)

◆「家」「日本人」「臣民」の登録

「日本人」であればもつことが当然であると考えられている戸籍。だが、戸籍は何のためにあるのか、とその存在意義を問われると、大半の人が回答に窮するのではない。戸籍はすべての国民の身分関係を登録するものであり、「日本人」の公式な証明とされてきた。現在、「家」の登録、「日本人」の登録、「臣民」の登録という3つの特色をもつ日本の戸籍制度は世界に類例をみない。

◆明治時代の壬申戸籍で統一

「日本人」でありながら様々な事情により無戸籍となった人々が多く存在してきた歴史がある。古代の律令国家の時代に発祥した日本の戸籍は、

明治の壬申戸籍によって統一的な制度となった。壬申戸籍に記載された者が法的な「元祖日本人」とされた。同時に天皇および皇族は戸籍に記載されることなく、戸籍は「臣民簿」としての意味をあわせもった。そして1898年施行の明治民法により家制度が制定され、戸籍は現実の生活共同体とは関係なく、氏を同じくする戸主とその親族を単位として編製される「家の登録簿」として確立された。

◆実体と違う制度上の「日本人」

だが、それゆえ戸籍制度は国民管理装置として実効性をもたず、多様な理由によって戸籍をもたない「日本人」が存在し続けてきた。現在、全国に1万



人はいるともいわれる無戸籍者の多くは、民法第772条の嫡出推定規定のよいうな、現実と法との矛盾によって生み出されている。戸籍は「日本人」の血統を証明するものとされるものの、その血統というのも曖昧である。家制度の下では日本人との結婚や養子縁組などによって外国人が日本の家に入れば「日本人」とされたり、現行法でも親の不明な棄児は血統に関係なく戸籍に登録されて「日本人」とされる。戸籍上の「日本人」と血統上の「日本人」は必ずしも一致しないという不条理がここに見出せる。戸籍によって証明される「日本人」なるものは、いわば紙の上の「日本人」にほかならない。

◆必要性はあるのか？

戸籍がないと「国民」としての権利やサービスを受けられないという誤解が流布しているが、実際の法制度上は戸籍が不可欠となる場面はほとんどなく、こうした誤解も戸籍に登録されていることが「日本人」として当然の姿であるという〈戸籍意識〉の反映である。家族生活や国籍観念が多様化する現代において戸籍は個人の現実生活との矛盾を露わにし、その必要性そのものが問われている。（遠藤・記）

【質疑応答】

Q 戸籍を使う機会ほとんどないと思っていたが、携帯電話契約の時、家族の証明として提出させられて驚いた。マイナンバーと関連づけられるのか？

A 戸籍とマイナンバーを連動させる動きがあり、現在、法制審議会で検討中。だが、政府はどれほどの実益がある

と考えているのか。

Q 戸籍籍法廃止という意見はないのか。

A 無戸籍問題に取り組む人も、いきなり廃止ではなく、まず戸籍回復を目標にする。このため、戸籍自体を問題にする人との方針のずれが生まれていることがある。

Q 遠藤さん自身はどのような戸籍制度がよいと思うか。

A 住民票に一本化するのがよいと思う。08年に戸籍を廃止した韓国はひとつの例。台湾の戸籍は共同で生活する世帯ごとに登録する現実的な制度で、これも参考になるだろう。

【参加者の意見・感想】

・戸籍は国家に依存させる制度だと思ふ。

・戸籍制度で、国民は安心し、心のよりどころとする人が多し。戸籍は機能しないのでむしろ安心だが、マイナンバーは個人管理で反対が必要。

ミニコミ紹介

市民アーカイブ多摩が所蔵する、団体や個人が発行する会報・通信(ミニコミ)を、発行者の方に紹介していただきます(所蔵には欠号あり)。

緑と清流 川のしんぶん

1970年2月、多摩川の河川敷が運動場として造成されることに反対して、「多摩川の自然を守る会」が結成されました。

会では、堤防上を自動車道路にすることに反対して起ち上がった狛江市・調布市の市民と合同で、守るべき自然の大切さは知識ではなく市民が身近に肌身で感じているものであることを再認識するため、同年11月25日に自然観察会を開催。それ以来、現在まで毎月1回観察会を



開催しています。そのテキストとして72年4月に創刊したのが『緑と清流』で、現在520号となりました。76年10月1日に観察テキスト以外に多摩川の自然や自然保護運動に関する記事を掲載する『川のしんぶん』を新たに創刊し、こちらは現在467号となりました。

会では創立10周年『緑と清流』100号記念として『緑と清流』(81年2月)ならびに自然観察会のテキストをまとめた『多摩川の自然 自然観察ガイドブック』(同年6月)を発行し、観察会テキストはすべて後者に委ねるようになりました。それ以降、『緑と清流』は、観察地の地図と参加者の感想文のみを掲載しています。2010年5月には『緑と清流』400号記念として、それまで掲載した観察会感想文をすべて集めて『多摩川自然観察会感想文集』(上下2巻)を発行。02年2月には『緑と清流』『川のしんぶん』に見る多摩川自然観察記録』を発行しました。これを見ると、

- ・『緑と清流』創刊 1972年、70部、B5判、4頁、モノクロ、年11回発行/当館所蔵：164号～
- ・『川のしんぶん』創刊 1976年、70部、B5判、6～12頁、モノクロ、年11回発行/当館所蔵 112号～
- ・年会費：紙媒体郵送1,500円、Email添付1,000円、入会500円
- ・E-Mail:fbstein@cocoa.plala.or.jp
- ▽内容：自然調査概要、会員からのお便り、河川工事情報、その他

たまりば通信 楽えんだより

「フリースペースたまりば」は、1991年に川崎市高津区で学校や家庭・地域の中に自分の居場所を見出せない子ども・若者たちが集まるスペースとしてスタートしました。2003年にはNPO法人となり、現在は「川崎市子ども夢パーク・フリースペースえん」を管理運営しています。

「フリースペースえん」は学校外での多様な育ち・学びを大事にする場です。小中学生から若者まで様々な年代の人が通ってきていて、平日の10時半から18時まで開いています。カリキュラムは和泉多摩川でクツワムシの演奏が聞かれたり、アオマツムシやカワウが珍しい生物として注目されていたりして、多摩川の自然の変遷がうかがえます。

『川のしんぶん』は創刊号から200号までを95年4月に上下2巻で、201号から300号までを07年3月、301号から400号までを12年11月にそれぞれ復刻版として発行し、多摩川流域の公共図書館等に寄贈しましたので、ぜひご覧ください。インターネットの普及により、紙媒体の発行部数は減少傾向にありますが、現在でも刊行を続けています。(柴田隆行)



ラムはあえてつくらず、その日1日の過ごし方は自分で自分なりにプログラムを決めます。講座や企画は「この指とまれ」方式です。誰かが「こんなことやりたい!」と思ったら、ミーティングや通信で提案し、仲間を募ってスタートします。例えば、南米の民族音楽やアフリカの太鼓、演劇やダンス、科学実験や木工・染色・アートなどの連続講座が第一線で活躍するプロの講師陣によって開かれています。

そんな27年間の居場所づくりのなかで形態を変えながら発行し続けているのが通信です。子ども・若者たちの表現の場であり、活動報告や大事にしていることを伝える場であり、誰もが活動に参加しやすいように予定などをお知らせする場としてきました。『がじゅまる通信』『たま

- ・『たまりば通信』創刊 2005年、1,000部、A4判、4頁、モノクロ、年4回
- ・当館所蔵：2号～
- ・『楽えんだより』創刊 1991年、450部、B5判、70頁前後、モノクロ、年12回(91年～『がじゅまる通信』、93年『たまげた通信』、03年『楽えんだより』に改題。)
- ・当館所蔵：46号～
- ・E-mail:freespace@tamariba.org

『たまげた通信』と続き、現在は『たまりば通信』と『楽えんだより』を発行しています。

『たまりば通信』は年4回発行していて、たまりばの活動を知らない人にも、ひろく知ってもらうため、活動報告がメインになってます。子ども・若者の活動を通して、不登校・ひきこもりの理解が少しでも深まればいいなあと思っています。

もう一つが、『楽えんだより』。居場所に集う人たち誰もが自分の思いを表現できる場として発行してきました。「今、自分が思っていること」を文にしたり、絵にしたり。他にも、小説・詩・漫画などなど、何でもオツケイです。みんなで持ち寄った原稿を印刷し、組んで、ホツキスで留めて「手作り感」満載です。発送作業も含め全部、子ども・若者たちと一緒にやっていきます。こちらは会員の人たちだけに配るので、子ども・若者たちも安心して、自分自身の表現ができることを大事にしています。(友兼大輔)

市民アーカイブ多摩の資料棚から ⑩

〈地域誌〉

ミニコミは、ミニ・コミュニティションを略した和製英語である。「ミニ」は特定の分野や人、地域など、何かしらの「小さな」「こだわり」のあるメディアとも言えよう。

ミニコミ資料室の草分け的存在であった住民図書館(1976～2002年。収蔵資料は埼玉大学を経て立教大学共生社会研究センターで保存・公開されている)の書架は、北から南へ都道府県別の配架だったため、その地域における運動の特徴が可視化されていた。市民アーカイブ多摩は試行錯誤しながらも、分野別に分類しているため、地域課題が見えにくい。ただ、あらゆる分野で活動する市民組織には、やはりそれぞれこだわりの地域があり、すべてが地域誌という見方もできるだろう。区別が難しいところだが、今回は特定の分野よりも地域にこだわって発行しているミニコミ(地域誌・タウン誌)などを紹介したい。カッコ内は創刊～終刊年。

【地域の多様な市民活動情報】

インターネット時代を迎え終刊したものが多いが、草の根的市民活動情報紙は『みたかか

レンダー』(1989～2009)、『むさしのカレンダー』(1991～1998)、『すくらんぶる』(小平を住みよくなる会)(1988～2010)…。市内を中心にした団体の催し・サークル情報・地域の面白い人を紹介し、公共施設や地域のお店などに広く置かれていた。読み応えのある『すぎなみ文化通信』(1988～2003)は、商店街や銭湯などの特集や住民によるエッセイ集で冊子形態。まちづくりフォーラム・ひの『湧水』(1992～2014)は、自然環境の中心にしながらも日野全体の市民活動の動きが見えていた。

現在も発行継続しているもの：相模原市民がつくる総合雑誌『アトラ』(1997～)は年4回、毎号100ページ超の立派な雑誌。リニアや市長選など地域課題からエネルギー問題まで特集を組む。市役所職員も隠れて読んでいるらしい。『並木道』(国立2002～2016、本紙1号掲載)は、地域内でさまざまに活動する団体や人が執筆。主編集者の引越により終刊したが、引越先で新たな通信発行が始まっている。同様な形で『府中萬歩記』(2013～)があり、地域で展開する活動だけでなく、その活動にかかわる人の個性が見えてきて面白い。東京多摩地

域全体の市民活動情報紙として『市民活動のひろば』(2002～)が元気に発行を続けて、市民の多様な動きを発信・記録しつつ、分野と自治体を超えて市民の活動を繋いでいる。21世紀に入って市レベルで設置が盛んになった『市民活動・ボランティアアセンター』なども、



それぞれの地域の市民活動情報を掲載しているが、『資料棚から』(本紙3号掲載)で別途紹介済みなので省いた。市町村広報や公民館情報なども自治体によっては市民情報の掲載に手厚く、市民の活動への敬意が感じられる。

【地域新聞・タウン誌】

地域産業や商店街と結びつき、広告収入を得ながら発行し

ていた生活・暮らしの地域情報誌は、メディアの役割はもちろん、それぞれの地域の歴史を如実に記録してきた。

西多摩地域を中心に発行している西の風新聞社発行の週刊『西の風』(1950～)、多摩ニュータウン地域を中心とした『多摩ニュータウンタイムズ』(1969～2012)、『日野ニューズ』(1978～)はいずれもタブロイド判で、

自身はまさに「新聞」である。紙面全体が地域の情報なので、当地の方にとっては新聞の地域面よりも大きな意味をもつ。少し広域なものに、「調布・狛江・三鷹・稲城・府中の文化情報誌」を謳う『くろすたーく』(1981～)は個人が発行を始め現在は有有限会社として出版等も担う。ほのぼのの情報ネットが東村山・清瀬・東久留米・西東京・小平で発行していた『ほのぼのマイタウン』(1986～2016)、雑誌形態からパタパタと折りたたむ形に変わり地図が面白かった『武蔵野から』(1982～2007)などは惜しまれつつ終刊。さらに広く多摩地域のタウン誌としては『アサヒタウンズ』(1973～2010)があったが、継承する形で現在は『ASACOCO アサココ』(2010～)が、隔週8ページで発行を続けている。広告が過半を占めるが、地域の人・活動・面白いお店や地域の情報欄、コラムなど満載である。いずれの発行組

織も運営は厳しそつで、ネットでの情報提供を併用するところが多い。地域メディアの有無は住民にとって地域を自分の活動の拠点とできるかどうかの大きな違いを生む。21世紀に入ってから創刊するものも『国立歩記』(2008～)、町田市と企業が一緒に編集発行し町内会等で配布している『まちづみ』(2007～)などが新しい形を目指す。

【広告媒体を兼ねながら】

発行母体としての主活動は別にあるが、多摩地域の情報を集約・発信しているメディアもある。けやき出版が編集し、多摩のまちと人をつなぐ『たまらび』(多摩5・6)』(1997～)。地域の人を巻き込んだの編集も面白い、書店でも販売されている。揺籃社が刊行する『はちどび』(2007～)は八王子市内に特化した情報を取り上げ、市内に無料配布している(本紙13号掲載)。多摩信用金庫が刊行する『広報たまらび』(2013～)、

多摩都市モノレール株式会社総務部企画課が刊行する『たまらび』も。自社の広告媒体を果たしているが、積極的に地域の情報を取り上げている。多摩信用金庫たまらび地域財団では、季刊で100ページにも及ぶ『ポリュームの』多摩のあゆみ』(1975～)も発行。毎号多摩地域の歴史や文化などに関する特

(次頁下段へ)

人々が紡ぎ、残した資料を後世に

齋藤眞弘（横浜米軍機墜落事故平和資料センター代表）



□私が住む基地がない町にも
米軍機が落ちてきた

横浜市緑区(現・青葉区)に米軍機が墜落したのは、41年前の1977年9月27日午後1時過ぎのことです。その日の深夜には全身やけどを負った2人の幼子が相次いで亡くなり、母親も闘病中に死亡するなど、想像を絶する事態が起きました。マスコミもそれらを報道しましたが、社会を揺るがす事件が次々と発生して報道が少なくなり、5年を過ぎる頃からは市民の間でも話題から遠くなるようになりました。

□風化が始まる中で、
資料センターの発足へ

私が身近な人たちに「事件に関わる資料を1か所に集め、保存する場ができないかな」と声をかけたのは「風化」が感じられる事故発生から8年目の頃でした。

それぞれ個人的に新聞切抜きなどの資料を所持していましたが、物理的に保存を続けることと意識継続の難しさも感じられるようになってきたからです。

そのような中で85年に、墜落事件のあった9月に持ち寄り「資料展」を開くことになりました。

幸い賛同の声が聞かれ、チラシを作つてよびかけました。その結果、事故機の破片・事故現場の写真パネルなどの提供を受け、初めての「資料展」が開催されたのです。

そして、86年1月にコープを中心とする「平和展」の一隅に「米軍機墜落事故資料展」の看板を掲げ、「資料センター」が発足したのです。

□問題の資料保管場所は

発足してすぐ、問題となつたのは集まった資料(録音テープ、新聞切抜きファイル、書籍類、展示用の機材、関

係チラシやパンフ)などを入れた段ボール3箱ほどの保管場所をどこにするかでした。有効に活用するには地元、と言うことで、当時3DKの集合住宅に6人家族の住む我が家で引き取ることになつてしまいました。その後、資料は増えるばかりで、やむなく保存場所を農家の納屋などに転々とする時期も10年ほどありました。でも、子どもたちが次々と巣立っていく頃には家のスペースもできて資料を身近に置くことができるようになったのです。

□歴史に目を閉ざさないで

2001年には、私が60歳定年退職を機に時間もとれるようになったので、資料の貸出や数日間にもわたる大規模な資料展にも対応できるようにしたのです。資料展の時にはたくさんの方の質問や声が寄せられました。うる覚えの事柄について

は、正確な事実を話せるように帰ってから関係資料を引き出して再勉強をしました。

目の前の本棚には『ヴァイツェッカー日本講演録 歴史に目を閉ざすな』(中日新聞社編、岩波書店、96年)があり、時折手にしています。

日本国の為政者は国民が歴史に目を向けないように日夜、腐心しています。改めて歴史の真実を学ぶ事の重要性を感じます。今般、資料センターでは冊子「資料目録第1集」をまとめました。少し前の先達が残した書籍などの一覧表と目録です。資料の積み重ねが歴史の事実を教えてくれるのです。残された時間を大切にして、先達が残した仕事を発展させて、後世に残そうと心に刻んでいるところです。

(さいとう・まさひろ)会員



(前頁下段より)

集を専門的に組む。情報としての発信はもちろん記録誌としても貴重でファンも多い。また、地域商店会が出す『高尾界限』(2003)は、高尾駅周辺の歴史的事象を詳細に取り上げたものである。『月刊えくてびあん』(1984)は、立川市内の人や文化・店舗情報など満載で市内店舗で無料配布されている。

今回、取り上げた地域誌は市民主体から企業ベースのもの、少部数から万単位で発行するものなどさまざまあり、「市民活動資料」をメインとする当会が収集することに同じ「市民活動資料」と括ることに疑問を感じる方もいるかもしれない。ただ、たとえば発行にかかる費用を捻出したり、多くの読者に伝わってほしいと願う誌面作りを工夫したりする点は部数の多寡や発行組織にかかわりない。実は制作の苦労は皆同じ立場にあるといえる。

また、当たり前のような存在だからこそ、意外と地域の図書館で保存していなかったりするものもあるのではないだろうか。多摩という地域性に鑑みて、こうした資料を目にする事ができるのも、市民アーカイブ多摩の1つの魅力と感じていただければと思う。いずれのミニコミ・地域紙も欠号が多く、定期寄贈送付をお願いしたい。

(増沢航・江頭晃子)運営委員

記憶と記録の場をめぐる旅⑫

吉野作造記念館

記念館がつなぐデモクラシーの思想と行動

◇「民本主義」を提唱

宮城県古川市（現大崎市）出身の吉野作造（1878～1933年）は、日本の民主主義の歴史を考えるとときに、「民本主義」というその表現とともに忘れることのできない人物である。政治学者、そしてとくに大正デモクラシーの時代を中心に多彩な活動をおこなった実践家としての吉野作造の関係資料を保存し、その功績を展示しているのが、吉野作造記念館である。

◇市民・行政・政治家の協力で

戦前において、デモクラシーを擁護し軍部を批判する論説を発表していた吉野作造は、郷里でも「危険人物」と見なされ



◇歴史的&現代的に民主主義を考える展示

本館は、記念館として吉野作造に関係した歴史資料を保存、展示する。所蔵品・展示品は、自筆の原稿類、本人に関する辞令などの諸書類、所蔵図書から生前愛用された万年筆や座机など、さらに交流のあった内外の人物の文書類など多岐にわたる。このなかには、孫文が吉野に宛てて送った書額なども含まれる。その一部は地元大崎市の文化財指定も受けている。

ることがあったという。そうした吉野の記念館が、地元で作られるまでには、市民、行政、地元の種類団体、知識人、政治家などが党派を超えて協力を示していく歴史があった（詳しくは、永澤汪恭「吉野作造記念館が出来るまで―生誕地における顕彰運動の歩み―」（上・下）『吉野作造通信』第17・18号、2016年）。

1962年、「吉野先生を記念する会」が発足して顕彰活動が本格化、69年には記念館の母体となる「吉野文庫」が古川市図書館に設置された。やがて、記念館建設が議会などで議論されるようになり、95年に開館にこぎつけた。

◇主権者教育プログラムも

展示内容は吉野とも関連した歴史的なものが多かったが、テーマに関連して現代の「ブラック企業」問題に関する講演会が開かれるなど、意欲的な企画が用意されている。



館内は充実した展示スペースを有しているが、その活動は関係資料の所蔵・展示だけでなくとどまらない。この記念館でとりわけ特徴的なのは、現代における民主主義の実現という課題に取り組み、その基盤としての主権者教育を推進するため、さまざまな教育・普及事業を積極的に実施していることにある。このため常設展のほかに、関連するテーマに関わる企画展が実施されている。訪問をした18年度前期には、「働く人の権利を求めて」というテーマで、明治・大正から現代にいたる「働き方」の問題を考えるための展示が行われていた。

民主主義を主題とするこの館ならではの事業として、18歳選挙権の導入に伴う高校生向けの主権者教育プログラムを用意しているのも興味深い。記念館に高校生を集めて実施することもあれば、記念館の学芸職員が学校へ出かけて出前講座を行うこともあるという。実は筆者が記念館を今回訪れたのも、同館で高校生向けの「政治参加」教育のワークショップを開催する団体のお手伝いをするためであった。会には地元の高中生、約20名が参加した。

が、しかし同時に、吉野作造のめざしたデモクラシーの理念が現代の若者に伝達されていく場面を提供するなど、この記念館は、現在そして未来に向けた社会と人を作る役割をいまでも積極的に果たしている。自由に語り合う高校生の様子をみるにつけ、ひとつの思想が地域のなかでゆるやかに継承されていく現場に立ち会うことは、とても印象的であった。そして資料館の活動がこうした実践の一助となりうること、この点は、アーカイブ的なものもあり方を考えるうえでもとても示唆的であった。

なお、館の歴史などについて、同館の研究員・学芸員の皆様のご教示いただいた。記して感謝申し上げます。
(町村敬志 〓 当会代表)

吉野作造記念館

- ・所在地：宮城県大崎市古川福沼 1-2-3
 - ・tel：0229-23-7100
 - ・fax：0229-23-4979
 - ・アクセス：JR 古川駅から徒歩 20 分
 - ・開館時間：9 時～17 時
 - ・休館日：月曜日（祝祭日は翌日）、12/29-1/3
 - ・入館料：大人 500 円、高校生 300 円、小中学生 200 円（常設展のみ割引有）
- <https://www.yoshinosakuzou.info/>

※あなたの地域の資料館情報をお寄せください。

アーカイブ多摩 目録

◆カフェ&フォトスタジオ 「イロノハ」がオープン

当館がある緑地保全団体グリーンサンクチュアリ悠（以下、GS悠）敷地内に、GS悠の初代理事長であった岸中友子さんが住んでいた2階建ての住宅があります。昨年、岸中さんが逝去され、その住宅に、今年7月に「イロノハ」がオープンしました。子育て世代の2人の女性が中心になり、親子でゆつくり過ごせるランチとカフェを運営しています。小さな子どもたちの声が聞けるようになりました。当資料館と合わせてご訪問ください。

◆ボランティア大募集中

最近資料整理(分類、入力、配架いずれも)が追いつきません。細かな作業が苦にならない方など、ボランティアを大募集中です。

す。月に1回でも開館日に合わせてご協力くださると助かります。市民活動資料の保存にあなただの力を貸してください。

◆ミニコミを読み込む

普段は資料整理で忙しく、ゆつくりミニコミを読むことが出来ません。夏休みを利用して、8月にミニコミを読む日を設定しました。自分の興味あるミニコミや、1つの分類全体を見たり、書架全体を見回したりと、それぞれが好みに過ごしました。終了後、それぞれが見えてきたことを報告し合うことで、新たな発見もあります。ミニコミを読み、活用することを今後も意識していきたいです。

◆樹林開放日は12月2日

GS悠が年2回開催する樹林開放日は、12月2日(日)10~12時に開催されます。ぜひ、足をお運びください(荒天中止)。

運営委員会など

- 6月23日 第4期緑蔭トーク②、参加者11人。
 - 7月2日 『アーカイブ通信』13号 発送作業。参加者3人。
 - 7月20日 第4回運営委員会。参加者7人。会員増減・カンパ者、「市民アーカイブ多摩」当番確認、利用者対応等報告(以上毎回)。アーカイブ通信13号、新施設パンフレット反省、今年度運営委員体制・役割分担、法人定款の提案他。
 - 8月17日 第5回運営委員会。参加者8人。会運営全体討議の会議について、緑蔭トーク③役割分担、通信14号分担、他団体集会后援について、入力作業引き継ぎ他。
 - 9月21日 第6回運営委員会。参加者6人。1月の催し依頼、今年度の重点課題進捗確認、定款案検討、資料探索学習会報告他。
 - 9月22日 第4期緑蔭トーク③、参加者18人。
 - 10月13日 第4期緑蔭トーク④、参加者8人。
- ※運営委員会は、毎月第3金曜日19~21時。正会員の皆様の参加を歓迎します。

会員数(2018年9月)

- 146人(正会員58、賛助会員88)
- ◆新規入会ありがとつ
- 賛助会員 坪井研治さん

カンパありがとう

(2018年6~9月)

- 有馬経雄、剣持喜一郎、澤西義博、瀬川理恵、高窪高志、野村まり子、麓常夫、山口源治郎、匿名2人 (敬称略)

参加者・会員の声

- 図書館で取り扱わない資料を保存している機関は貴重な存在です。薄い資料は集めにくく保存しにくいものですが、集めて整理されている状況に感心致します。そのことが周知されることにより集まって来ると思っています。これからも息長い活動が必要だと思えました。
- 長らく内村鑑三関係の資料館(今井館共有会の資料館(目黒区にあり)に係わっていますが、厳しい運営の中で知恵を出し、支え合うところにこそ、金では代えることの出来ない市民のつくった資料館の意義があると思ひ、エールを送ります。

- 市民が行う活動だからこそ出来ることを目指しているこの団体が、一層充実したものとなりますよう、応援したいと思ひます。
- 貴重な活動に感動しております。

編集後記

あまりの暑さに蚊が少なかった今年の夏。花の進行も早く、お盆頃に美しいはずの赤いゴンスイの美の撮影は、間に合いませんでした。そして気づけば、敷地内にはカフェの客と幼児たち。こちらにも来てほしいな大人たち。(増・江・鈴)



市民アーカイブ多摩利用案内

- 開館日：毎週水曜日、第2・4土曜日(8月中旬・年末年始の休館あり)
- 開館時間：午後1時~4時 ・入館カンパ：100円~
- 所在地：東京都立川市幸町5-96-7 (多摩モノレール、西武拝島線「玉川上水駅」南口徒歩8分)
- tel & fax：042-536-5535 (電話は開館中のみ)
- 見られる資料：2002年以降に市民活動団体や個人が発行するミニコミ(通信や会報など)1,700タイトルほか
- ホームページにミニコミのタイトル、発行団体を掲載しています。 www.c-archive.jp

